

総務課	カジノ管理委員会に顧問を置く訓令（案）について	令和6年11月22日
1. 趣旨 カジノ管理委員会顧問の設置に関し、必要な事項を定めるもの（別添）。 2. 主な内容 ・ カジノ管理委員会に顧問を置くことができることとする。 ・ 顧問は、カジノ管理委員会委員長の求めに応じ、意見を述べるものとする。 ・ 顧問は、委員長が任命するものとし、任期は1年の非常勤とする。		

カジノ管理委員会に顧問を置く訓令（案）

〔令和6年11月〇日〕
〔カジノ管理委員会訓令第〇号〕

（設置）

第1条 カジノ管理委員会に、顧問を置くことができる。

（職務）

第2条 顧問は、カジノ管理委員会の所掌事務のうち、重要な事項について、カジノ管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の求めに応じ意見を述べる。

（任命）

第3条 顧問は、委員長が任命する。

2 顧問の任期は、1年とする。

（非常勤）

第4条 顧問は、非常勤とする。

附 則

この訓令は、令和6年11月〇日から施行する。